

【平成17年2月定例会（第282回）-03月02日-03号】より抜粋

- ◆ 28番（黒岩正好君） 私は公明党を代表いたしまして、平成17年度当初予算案について県の重点化事業である、1、産業振興と雇用の拡大による経済の基礎づくり、2、南海地震に備える、3、子供、高齢者、障害者が安心して暮らせる地域をつくる、4、資源循環型社会の先進地域を目指すの4つの重要項目について、知事並びに関係部長に質問をいたします。

○28番（黒岩正好君） 次に、レジオネラ菌対策について伺います。今全国的な温泉ブームを反映したスーパー銭湯や温浴設備のある老人福祉施設などが急増していると言われています。そうした施設や温泉旅館、ホテルなどで頭が痛いのがレジオネラ対策と言われており、厚生労働省の指導により塩素を使った殺菌が行われています。しかし、最近では二酸化塩素、オゾン、光触媒などを使った殺菌装置が注目されています。レジオネラ菌は多くの種類があるためレジオネラ属菌と呼ばれ、高齢者など抵抗力の弱い人が感染すると肺炎などを発症し、死亡するケースがあると言われています。三、四年前から、老人ホームや自治体などが運営する温浴施設を中心に事故が相次いでいます。2002年7月には、宮崎県日向市の第三セクター日向サンパーク温泉が経営する温浴施設で295人が感染し、7人が死亡した事故を機に大きく注目をされました。

日刊工業新聞の報道によりますと、これらを重視した厚生労働省は2003年2月に指導のための指針を見直しました。地方自治法に基づく技術的助言で、同指針に沿って都道府県は条例を定めています。しかし、厚生労働省が指導しているのは安全の確認で、塩素殺菌を実施していてもレジオネラ菌による事故はなくなると言われています。

- ◆ 2003年3月の緊急調査結果からでも塩素殺菌の限界が明確になっています。このため、厚生労働省の言うとおりにやっているとレジオネラ菌の事故が起きて、厚生労働省が責任をとってくれるわけではないとか、塩素以外の方式で殺菌してレジオネラ菌の事故が起きるとオーナーの責任になるとの声が出ています。また、獨協医大の増田教授はレジオネラ菌について、このレジオネラ菌は塩素に対する抵抗性を獲得しやすいとされています。また、アメーバの細胞中に寄生してふえることもでき、そうした性質からも塩素が効きにくい。したがって、塩素消毒で解決しようとするのは適切ではないとコメントをしています。

そこで伺います。このような塩素殺菌の限界説の意見に対してどのような考えを持たれているのか。

また、厚生労働省は、殺菌に何をしようとするか管理の仕方が大事との立場に立っております。本県は施設に対して保健所が塩素殺菌の指導をしておりますが、塩素以外の殺菌方法で対応した場合、公衆浴場法や県条例に抵触する罰則規定はあるのか。

また、社会福祉施設ではノロウイルスによる感染死亡事故もふえていますが、塩素殺菌での入浴施設からの2次感染の心配はないのか、あわせて健康福祉部長に伺います。

また、入浴施設等が塩素だけに頼る殺菌方法だと、清掃のたびに何十トンという大量の水を入れかえ、それがすべて河川に流され、やがて海へと流れていきます。施設や浴場はきれいになっても、そこから出た細菌や塩素は消滅するわけではなく、蓄積される物質の量が人為的に多くなってしまうとバランスが崩れて生態系に多大な影響を与えている可能性があるとの指摘があります。

文化環境部長はどのような見解を持たれているのか、伺います。

P.137 ◎ 健康福祉部長（吉岡芳子君）

続きまして、レジオネラ菌の塩素殺菌の限界説について、県の考え方へのお尋ねがございました。循環ぶろでは配管設備などの衛生管理が不十分ですとアメーバが集まり、ぬめりとなります。レジオネラ属菌はこのぬめりの中で保護されているため、塩素などの薬剤には抵抗性があります。県内の公衆浴場では、塩素殺菌のみでレジオネラ属菌を管理するのではなく、集毛器を毎日洗浄することや週1回ろ過器の洗浄や浴槽水の換水をして、レジオネラ属菌が増殖するアメーバ、いわゆるぬめりの除去を行うことを条例で義務づけています。浴槽内へ新たに侵入したレジオネラ属菌は残留する塩素で殺菌することができますので、これらのことをあわせて適切に行うことでレジオネラ対策ができると考えております。

次に、塩素以外の殺菌方法で対応した場合の罰則規定に対するお尋ねがございました。県の条例は、公衆浴場を対象として、浴槽水の消毒に当たっては塩素系薬剤を使用し浴槽中の塩素濃度を適正に保つことにしています。原水もしくは原湯の性質などにより塩素系薬剤が使用できない場合は、他の適切な衛生措置を行うことを条件とした消毒方法を知事が認めることにしていますが、現在その事例はありません。このことから、公衆浴場で**塩素系薬剤以外の殺菌方法で対応した場合は公衆浴場法違反となり、営業許可の取り消しまたは停止処分となります。**

最後に、塩素殺菌での入浴施設からのノロウイルスによる2次感染に対するお尋ねがございました。浴槽内では塩素系薬剤が使用されていますが、ノロウイルスの検出は非常に困難なことから、消毒効果を実証したデータはありません。現在、入浴施設を原因とする2次感染の報告はありませんが、**一般的に塩素系薬剤は有効とされていますので**、浴槽内の塩素量が適正に維持されるよう定期的に確認する必要があると考えております。

以上でございます。

P.141 ◎文化環境部長（尾崎祐正君） レジオネラ菌対策に関しまして、入浴施設などの排水から出た細菌や塩素による生態系への影響についてお尋ねがありました。

平成15年度に保健所が行った調査では、ろ過器などの消毒のため高濃度処理を行った後入浴施設から出される排水中の塩素濃度は、1リットル当たり2から5ミリグラムとなっていました。このため、指摘される浄化槽などの排水処理施設を持っていない施設には、中和処理などの適正な処理を行い、水道水の程度までの濃度、これは1リットル当たり1ミリグラムまでですが、このレベルまで塩素濃度を落として河川などに排出することを指

導しております。こうした立入指導の結果、入浴施設などで規定どおり塩素処理が行われていれば細菌は滅菌あるいは殺菌されていますし、また塩素についても、各施設の排水先の確認では生態系などへの影響は考えられないというふうに思っております。

第2問

P.142 ◆ 28 番（黒岩正好君） それから、健康福祉部長にお伺いします。先ほど塩素殺菌でなければ公衆浴場法違反だというお話がありましたが、厚生労働省でも技術的助言ということで、清潔にしなきゃいけないと、塩素殺菌ではレジオネラ菌による事故はなくなるといふ見解も厚生労働省はされているわけですね。そういうことから考えていくと、厚生労働省もやっぱりいろいろ迷っている面があるわけですね。そういう中で、例えば長野県はさまざまな施設で**オゾン殺菌処理の機械を使ってやっております。塩素を使っていません**。県の生活衛生課の担当者が調査をしていろいろ確認をしているというような、非常に積極的な取り組みもされております。

先日、**2月4日に県の工業技術センターで高知県の科学・技術アカデミーの勉強会が開催をされまして、その中で、委員として参加をされている北海道立の衛生研究部長さんも、塩素では死なないと、塩素殺菌の下水処理自体に、システムに問題があるんだと**、こういった見解も勉強会で出ているわけですね。私は例えば健康福祉部の方がこういう問題に対してしっかり研究をすればかされたらどうかと思いますが、そのあたりの見解をお伺いしたいと思います。そして、県独自で研究したものを国に発信していくということも大事じゃないかなと思いますが、健康福祉部長の見解を伺いたいと思います。

P.144 ◎健康福祉部長（吉岡芳子君） お答えをいたします。

ただいま、アカデミーでの北海道の委員さんの御発言は、**下水処理における塩素の有効性の御発言だったというふうに聞いているところでございます**。国の指導の中でも塩素を使いますことを標準といたしておりますし、浴槽内に**0.2から0.4ミリグラムの塩素が残留すれば殺菌はできるというふうにされているところでございます**。県みずから調査をする気はないかというお尋ねでございますが、私どもはさまざまな意見があります中で、国におけます調査研究を初め各界の知見をもとにして、その方向性を決めてまいりたいと思ひまして、県みずから現在のところ調査研究に乗り出すという考え方にはまだ至れないものでございます。